

岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム ワーキンググループ活動支援補助金交付要綱

（総則）

第1条 この要綱は、岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、ワーキンググループ（以下「WG」という。）に対して、予算の範囲内で補助する「岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアムワーキンググループ活動支援補助金（以下「補助金」という。）」の交付の申請、交付の決定その他補助金の交付に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる項目については、当該各号に定めるところによる。

- 一 企業 法人格を有し、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定された民間会社
- 二 大学・研究機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学及び高等専門学校及び県試験研究機関、その他公設試験研究機関等
- 三 WG 企業・個人、大学・研究機関等から成る、2者以上で構成されるグループであり、次の要件を満たすもののうち、岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム理事長（以下「理事長」という。）が本事業の実施主体として適当と認めたもの
- イ 当該WGの構成員の全てが、本コンソーシアムの特別会員若しくは正会員であること。
- ロ 当該WGの代表者が、本コンソーシアムの企業会員であること。なお、当該WGの代表者は、事業実施に係る補助金交付の窓口となり、補助金の管理にあたって経理担当者をあらかじめ定め、補助金に係る特別の会計を設けて本補助金の交付対象事業であることを明確にしていること。
- ハ 当該WGの活動目的が、本コンソーシアムの活動目的に沿うものであること。
- ニ 当該WGの構成員には、県内に事業所等の活動拠点を有する企業会員又は大学・研究機関会員を含むこと。

（補助金の交付対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条に定めるWGとする。

- 2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、要件、補助率及び補助限度額は別表1のとおりとする。
- 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。
- 4 既に国又は地方公共団体等からの補助金等（コンソーシアムによる他の補助金を含む。）を受けている事業については、本補助金交付事業の対象としないものとする。

（欠格事由）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象者となることができ

ない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（活動期間）

第5条 WGの活動期間については、次の各号のとおりとする。

- 一 別表1 補助対象事業欄第一号に掲げる事業については、原則1年以内
- 二 別表1 補助対象事業欄第二号に掲げる事業については、原則3年以内
- 三 別表1 補助対象事業欄第三号及び四号に掲げる事業については、理事長が必要と認める期間

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとするWGの代表者（以下、「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書に必要な添付書類を添えて、別に定める期日までに、理事長に対し提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請をしようとする事業の補助期間が1年を超える場合は、事業年度ごとに補助金の交付申請を行うものとする。
- 3 交付申請者は、当該交付申請に当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税

の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の着手時期)

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項のただし書により、事業の事前着手を行おうとする交付申請者は、前条第1項の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書を添付するものとする。

(補助金申請の審査)

第8条 理事長が必要と認めるときは、補助金申請の採択の適否について審査させるため、審査会を設置することができる。

2 前項の規定により審査会を設置した場合において、理事長は、必要に応じ専門家及び関係試験研究機関の意見を聴取し、審査会の審査に付するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 理事長は、第6条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、理事会にてその内容を審査し、補助金の交付の決定又は不交付の決定をするものとする。なお、第8条第1項の規定による審査会に付した場合は審査の結果を尊重しなければならない。

2 理事長は、交付決定に際し補助金の適正な交付のため必要と認めるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付することができる。

3 理事長は、前項の規定に基づき交付決定を行う場合、第6条第3項の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものは、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 理事長は、第6条第3項ただし書きの規定による交付申請がなされたものは、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(決定の通知)

第10条 理事長は、補助金の交付の決定又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容(条件を付した場合にあっては当該条件を含む。)を交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から20日以内に申請の取下げをすることができるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はな

かったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第12条 理事長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、補助対象事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 理事長が、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 二 補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業者が補助対象事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 本条第1項の規定により、交付決定の取消し等をした場合は、速やかにその決定の内容（条件を付した場合にあっては当該条件を含む。）を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

- 第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他本要綱に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。また、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(補助対象事業の変更承認)

- 第14条 補助事業者は次に示す変更が生じる場合、理事長に報告し、理事長の承認もしくは指示を受けるものとする。
- 一 補助対象事業に要する経費の配分の変更（理事長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けること。
 - 二 補助対象事業の内容の変更（理事長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けること。
 - 三 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。
 - 四 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - 五 その他理事長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による理事長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。
- 一 別表第1の補助対象経費の欄に掲げる経費のうち、各経費区分の交付決定額の20パーセント以内の配分の変更
 - 二 補助金の交付の目的又は補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助対象事業の細部の変更

(状況報告)

- 第15条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況について、理事長が別に定める期日までに、補助対象事業遂行状況報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項にかかわらず、必要に応じ補助対象事業の遂行状況について調査することができる。

（補助対象事業の遂行等の命令）

第16条 理事長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができるものとする。

- 2 理事長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

- 3 理事長は、前項の規定により、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を理事長の指定する日までに執らないときは、第22条第1項の規定により、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するものとする。

（代表者等の変更届）

第17条 補助事業者が、代表者又は所在地等を変更したときは、直ちに代表者変更届又は所在地変更届等を理事長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、合併等により事業を継承したときは、事業継承届を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第18条 補助事業者は、理事長の定めるところにより、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止又は中止の承認を受けたときを含む。）は、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（補助対象事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は交付決定した年度の2月末日のいずれか早い日とする。

なお、期日までに実績報告書を提出できない場合は、事業完了届に必要な書類を添えて2月末日までに提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第19条 理事長は、補助対象事業の完了又は廃止に係る補助対象事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知するものとする。

（是正のための措置）

第20条 理事長は、補助対象事業の完了又は廃止に係る補助対象事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれ

に付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

- 2 第18条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付)

第21条 補助金は、原則として、第19条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのちに交付するものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、補助金の概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第22条 理事長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助対象事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は本要綱に基づく理事長の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 本条第1項の規定により、交付決定の取り消しをした場合は、速やかにその決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第23条 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第24条 第6条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、理事長は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 理事長は、第9条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、第22条の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、理事長は、第23条の規定に

より、補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第25条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 機械及び重要な器具で理事長の定めるもの

二 その他理事長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 補助事業者は、補助対象事業により取得し又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その管理状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従った効率的運用を図らなければならない。

（立ち入り検査等）

第26条 理事長は、補助金交付事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は関係職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第27条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、理事長の定める期間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第28条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、その旨を理事長に報告しなければならない。

（財産の帰属）

第29条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の帰属、使用の方法、収益の配分などについて、あらかじめWG構成員間で取り決めるを行うこと。

2 上記にかかる紛争が生じた場合には、コンソーシアムは一切責任を持たない。

（成果の発表）

第30条 理事長は、補助対象事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（雑則）

第31条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附則

この要綱は、平成２６年９月８日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年５月３１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年３月２日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年３月６日から施行する。

附則

この要綱は、平成３１年３月２７日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年３月２４日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年３月２６日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年３月２４日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係） 補助対象事業、要件、補助率及び補助限度額

補助対象事業	要件	補助率	補助限度額
WGが行う次のいずれかに該当する事業 一 調査活動（先進事例調査、市場調査、事業可能性調査） 二 研究開発及び製品化・事業化等の活動 三 フォローアップ事業の活動 四 その他、理事長が必要と認める活動	「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」（令和 3 年 3 月策定、令和 8 年 3 月改訂）における温室効果ガス排出抑制等に関する対策（緩和策）の促進に向けた次のいずれかに該当する事業であること 一 省エネルギー対策やエネルギー利用の効率化に資する事業 二 再生可能エネルギーの創出拡大や地域におけるエネルギー自給の向上に資する事業 三 水素・アンモニア、その他新たなエネルギー関連技術の事業化等に資するものとして、理事長が認める事業	1 / 2 以内	4 0 0 万円

別表 2（第 3 条関係） 補助対象経費

経費区分	内 容
1. 調査費	先進事例調査・市場調査・事業可能性調査を実施するために直接必要な以下の経費
人件費	WGメンバーが研究開発等へ発展させるために必要な思索、考案、協議（視察先での協議を含む。）、情報・資料の収集などに関する直接作業時間に対する人件費。ただし、総括者や管理者、経理担当者など自ら直接的に技術研究開発に従事しない者を除くほか、展示会、視察・見学、これらに伴う移動は対象外とする。
旅費	WGメンバー自らが調査するために必要な旅費（航空機、電車、バス、タクシー、ガソリン、有料道路、レンタカー、駐車場、宿泊の費用が該当し、日当は含めない）。なお、出張報告書等を作成・保管すること。
消耗品費	調査に直接必要な消耗品費
印刷製本費	調査報告書、パンフレット等の印刷製本費
委託費	・調査の一部を外部機関等に委託する経費 ・外部専門家から助言・提言を受けるために必要な謝金及び旅費。 なお、謝金単価の根拠、旅行経路を明確にすること。
会議費	会場借上げ料、飲み物代
その他	理事長が特に必要と認める経費

2. 研究開発費		研究開発及び製品化・事業化等の活動を実施するために直接必要な以下の経費
	人件費	WGメンバーが研究開発等に必要な試作、実験、検査、分析などに関する直接作業時間に対する人件費。ただし、総括者や管理者、経理担当者など自ら直接的に技術研究開発に従事しない者を除く。
	旅費	WGメンバーが実験、検査、打合せ等を実施するために必要な旅費（航空機、電車、バス、タクシー、ガソリン、有料道路、レンタカー、駐車場、宿泊の費用が該当し、日当は含めない）。なお、出張報告書等を作成・保管すること。
	消耗品費	研究開発等に直接必要な原材料費及び消耗品費
	製品試作費及び性能試験費	材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、専門家謝金、施設使用料、分析測定費
	委託費及び共同研究費	・研究開発の一部を外部機関に委託する経費。なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、産業財産権等の秘密の保持等について規定すること。 ・県内に活動拠点を有する大学・研究機関会員との共同研究契約に基づき、大学・研究機関へ支払う研究費。なお、共同研究を行う際には共同研究契約書を締結し、産業財産権等の秘密の保持等について規定すること。 ・外部専門家から助言・提言を受けるために必要な謝金及び旅費。なお、謝金単価の根拠、旅行経路を明確にすること。
	その他	理事長が特に必要と認める経費
3. フォローアップ事業費		過去に活動したWGが、得られた成果を利用し製品化、事業化に向けた取り組みに対しする直接必要な以下の経費
	人件費	WGメンバーがフォローアップの追加の研究開発や販売促進等に必要作業時間に対する人件費。ただし、総括者や管理者、経理担当者など自ら直接的に従事しない者を除く。
	旅費	WGメンバーが実験、検査、打合せ等を実施するために必要な旅費（航空機、電車、バス、タクシー、ガソリン、有料道路、レンタカー、駐車場、宿泊の費用が該当し、日当は含めない）。なお、出張報告書等を作成・保管すること。
	消耗品費	追加の研究開発等に直接必要な原材料費及び消耗品費
	製品試作費及び性能試験費	材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、専門家謝金、施設使用料、分析測定費
	販売促進費	WG活動で得られた成果品の事業化に向けた展示会出展費（使用料、負担金、役務費）やチラシ及びパンフレット作成に係る印刷製本費
	委託費	成果品に関するマーケティング調査などへの委託費
	その他	理事長が特に必要と認める経費